平成28年5月27日



各 位

上場会社名 エムスリー株式会社

(コード番号:2413 東証一部)

( http://corporate.m3.com )

本社所在地 東京都港区赤坂一丁目11番44号

赤坂インターシティ

代表者代表取締役谷村格問合せ先取締役辻高宏

電話番号 03-6229-8900 (代表)

## 監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成28年6月29日開催予定の第16回定時株主総会に「監査役会 設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行するための「定款一部変更の件」を付議することを決議 いたしましたので、お知らせいたします。

記

### 1. 監査等委員会設置会社への移行

(1)移行の目的

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

(2)移行の時期

平成28年6月29日開催予定の第16回定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定であります。

- 2. 監査等委員会設置会社への移行等に伴う定款一部変更
  - (1) 定款変更の目的
    - ①監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設並 びに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うとともに、機動的な意思決定および業務 執行を行うことも可能とするため、取締役への権限移譲に関する規定を新設するものであります。
    - ②今後の事業展開の促進およびコーポレート・ガバナンス体制の強化を図るため、取締役(監査等委員を除く)の員数を12名以内に変更するものであります。
    - ③改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員の範囲が変更されることに伴い、 業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待され る役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款第25条第2項の変更を行うものでありま す。当該変更については、各監査役の同意を得ております。
    - ④その他、条数の変更および字句の修正等、所要の変更を行うものであります。
  - (2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

# 3. 日程

本定款変更は、平成28年6月29日開催予定の第16回定時株主総会に付議予定です。 効力発生予定日:平成28年6月29日

以 上

(下線部分は変更箇所を示しております。)

は、他の取締役の残任期間と同一とす

② 監査等委員である取締役の任期は、選任

時までとする。

後2年以内に終了する事業年度のうち最 終のものに関する定時株主総会の終結の

現 行 定 款 第1章 総 則 第1章 総 則 第1条~第4条(条文省略) 第1条~第4条(現行どおり) 第2章 株式 第2章 株式 第5条~第11条(条文省略) 第5条~第11条(現行どおり) 第3章 株主総会 第3章 株主総会 第12条~第18条(条文省略) 第12条~第18条 (現行どおり) 第4章 取締役及び取締役会 第4章 取締役及び取締役会 第19条 (現行どおり) 第19条 (条文省略) (取締役の員数) (取締役の員数) 第20条 会社の取締役は10名以内とする。 第20条 当会社の取締役 (監査等委員である取締 役を除く。) は、<u>12</u>名以内とする。 (新設) ② 当会社の監査等委員である取締役は、3 名以内とする。 (取締役の選任の方法) (取締役の選任の方法) 第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任 第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任 する。ただし、監査等委員である取締役 する。 は、それ以外の取締役と区別して選任す るものとする。 ② (条文省略) ② (現行どおり) ③ (条文省略) ③ (現行どおり) ④ 当会社は、法令に定める監査等委員であ (新設) る取締役の員数を欠くことになる場合に 備え、株主総会において補欠の監査等委 員である取締役を選任することができ る。補欠の監査等委員である取締役の予 選の効力は、選任後2年以内に終了する 事業年度のうち最終のものに関する定時 株主総会の開始の時までとする。 (取締役の任期) (取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了 第22条 取締役(監査等委員である取締役を除 く。以下、本項において同じ。)の任期 する事業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会の終結の時までとする。た は、選任後1年以内に終了する事業年度 だし、増員または補欠として選任された のうち最終のものに関する定時株主総会 取締役の任期は、他の取締役の残任期間 の終結の時までとする。ただし、増員ま たは補欠として選任された取締役の任期 と同一とする。

(新設)

(新設) ③ 任期の満了前に退任した監査等委員であ

(取締役会の招集および議長)

第23条 (条文省略)

② 取締役会の招集通知は、各取締役<u>および 各監査役</u>に対し、会日の3日前までにその 通知を発する。ただし、緊急の必要あると きは、この期間を短縮することができる。

(新設)

(取締役会の決議の省略)

第24条 当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役の責任免除)

第25条 (条文省略)

② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項が規定する最低責任限度額とする。

(代表取締役)

第<u>26</u>条 取締役会の決議によって、代表取締役を 選定する。

第27条 (条文省略)

第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置) 第28条 当会社は、監査役および監査役会を置 く。 る取締役の補欠として選任された監査等 委員である取締役の任期は、退任した監 査等委員である取締役の任期の満了する 時までとする。

(取締役会の招集および議長)

第23条 (現行どおり)

② 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第24条 当会社は、会社法第399条の13第6項の 規定により、取締役会の決議によって重 要な業務執行(同条第5項各号に掲げる 事項を除く。)の決定の全部または一部 を取締役に委任することができる

(取締役会の決議の省略)

第25条 当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役の責任免除)

第26条 (現行どおり)

② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(同法第2条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項が規定する最低責任限度額とする。

(代表取締役)

第<u>27</u>条 取締役会の決議によって、<u>取締役(監査</u> <u>等委員である取締役を除く。)の中から</u> 代表取締役を選定する。

第28条 (現行どおり)

第5章 監査等委員会

(削除)

(監査役の員数)

第29条 当会社の監査役は3名以内とする。

(監査役の選任の方法)

第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使する ことができる株主の議決権の3分の1以上 を有する株主が出席し、出席した当該株主 の議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関する定 時株主総会の終結の時までとする。ただ し、補欠として選任された監査役の任期 は、退任した監査役の任期の満了する時ま でとする。

(監査役の責任免除)

第32条 当会社は、会社法第426条第1項の規定 により、取締役会の決議によって、同法第 423条第1項に規定する監査役(監査役で あった者を含む。)の損害賠償責任を法令 の限度において免除することができる。

② 当会社は、会社法第427条第1項の規定に より、社外監査役との間に、同法第423条 第1項に規定する社外監査役の損害賠償責 任を限定する契約を締結することができ る。ただし、当該契約に基づく賠償責任の 限度額は、会社法第425条第1項が規定す る最低責任限度額とする。

(監査役会の招集)

第33条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し 会日の3日前までにその通知を発する。た だし、緊急の必要あるときは、この期間を 短縮することができる。

(常勤監査役)

第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査 役を選定する。

(監査役会規程)

第35条 監査役会に関する事項については、法令 または本定款に別段の定めがある場合を除 き、監査役会で定める監査役会規程によ る。

(新設)

(新設)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(監査等委員会の設置)

第29条 当会社は、監査等委員会を置く。

(監査等委員会の招集通知)

第30条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までにその通知

(新設)

第6章 会計監査人

第36条~第38条(条文省略)

(会計監査人の報酬等)

第<u>39</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監</u> 査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

第40条~第42条(条文省略)

(新設)

<u>を発する。ただし、緊急の必要あるとき</u> <u>は、この期間を短縮することができる。</u>

### (監査等委員会規程)

第31条 監査等委員会に関する事項については、 法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会で定める監査等 委員会規程による。

第6章 会計監査人

第32条~第34条 (現行どおり)

(会計監査人の報酬等)

第<u>35</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監</u> 査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

第36条~第38条(現行どおり)

#### 附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第16回定時株主総会で決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。